主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人綿引光義の上告趣意は、量刑不当の主張であって、適法な上告理由に当た らない。

また、記録を調査しても、刑訴法四――条を適用すべきものとは認められない( 本件のうち二件の殺人、死体遺棄は、被告人が身勝手な動機から六日の間に二人の 尊い人命を奪った誠に重大かつ凶悪な犯行である。第一の殺人、死体遺棄は、保護 観察所に出頭しなかったため前刑の執行猶予が取り消され、警察から指名手配され ていると思い込み、離婚した妻Aに会いたい一念からその所在を探した末、同女の 伯母B方に上がり込み、Aの行方を追及したが、Bはそれに答えず、すきを見て電 話をかけようとしたので、Bの両手両足を緊縛し、さらに、警察に通報されること を恐れて、全く抵抗するすべのない七三歳のBを浴槽内に沈めて殺害した上、死体 を床下に遺棄したものである。また、第二の殺人、死体遺棄は、Aの帰宅を待ち伏 せし、同女を連れて逃亡生活を続けるうち金に窮し、同女を思慕しているCをホテ ルに呼び出し、同人にAは人質であると誤信させて金を出させたが、その折、Bを 殺害したことをCに話してしまったことから、口封じのために殺害を決意し、Aの 安全を思い、被告人のなすがままになっていたCの両手両足を緊縛して浴槽内に沈 め、Aと共に押え続けて溺死させ、死体をベッドの下に遺棄したものである。いず れについても動機に酌量の余地はなく、熊様は冷酷かつ残虐であり、被害者らは何 の落度もないのに、生命を奪われたのであって、遺族の被害感情もまた厳しいもの がある。これら犯行の罪質、動機、態様、殊に殺害の手段方法、結果の重大性、遺 族の被害感情等に照らせば、被告人の恵まれない生い立ちや反省の情などを十分考 慮しても、被告人の罪責は誠に重大であって、原判決が維持した第一審判決の死刑

の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ない。)

よって、同法四一四条、三九六条、一八一条一項ただし書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

## 検察官渡邉靖子 公判出席

平成七年六月八日

## 最高裁判所第一小法廷

子	久	橋	高	裁判長裁判官
_	誠	堀	大	裁判官
雄	幹	野	小	裁判官
達		好	Ξ	裁判官